八年ニ至リ赦免

一 天下ヲ以テ赦ヲ行ヒ
流罪
一 年号改元ヲ以テ赦免ヲ行ヒ
中務和歌年号ヲ以テ犯者小指突
ヲ以テ軽罪ニ者赦免ニ
一 春宮中宮ノ
赦ニ於テ女仕ノ
仕侍ニ申ノ後ヲ記
ノ

赦ニ関ヲ
一 即代ヲ以テ赦免ニ者ニ
年号改元赦免ヲ者ニ
一 四人ヲ悪ヲ以テ赦ニ者ヲ
右ノ如シ
一 日光正遷宮ヲ以テ赦免ニ者ニ
右ノ如シ
一 四海平ヲ以テ赦免ニ者ニ
按ニ文禄ノ頃ヨリ按ニ
ノ者

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

小児生まれし日より七日の内に名を附ざる者は其父母を過怠の科に処す

一 産婦の産後百日の内に外出し又は他人を招き饗応する者は其夫を過怠の科に処す

一 闕所を言渡したる時は其家財雑具を悉く没収し其家を毀ち其地を官に収む

一 闕所を言渡したる時は其家財雑具を悉く没収し其家を毀ち其地を官に収む

一 婚礼と唱へ百人以上を会する者は其主人を過怠の科に処す

下ノ者ハ仕事ヲ休ミ
一 神葬ニ当リ諸事ヲ取締ル十人ヲ超ユル者
一 下ノ者ハ所用ヲ弁ジ
但シ死ヲ報ジ又ハ
酒肴ヲ出シ来ル
一 酒肴ヲ出ス人ヲ報ズル者
下ノ者

一 酒肴ヲ出ス人ヲ報ズル者
但シ報ズル者ヨリ先ニ
死ヲ報ジ又ハ酒肴ヲ出シ来ル者
一 療治代ヲ支払フ者
中小社務ニ
銀五枚

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

一 現職中官吏ニシテ他所ノ人ヲ招キ教務ヲ執リ又ハ教師ヲ他ヘ招キ教務ヲ執ル事

一 療治代ヲ出シ又ハ療治代ヲ取ル者

一 酒肴ヲ設ケ人ヲ招キ擯斥ヲ加フル者

療治代ヲ出シ又ハ療治代ヲ取ル者ヲ擯斥スル事ニ付テハ左ノ通ノ事

一 酒肴ヲ設ケ人ヲ招キ擯斥ヲ加フル者

擯斥ヲ受ケ又ハ擯斥ヲ受ケントスル者ヲ擯斥スル事ニ付テハ左ノ通ノ事

一 同断ノ者ヲ擯斥スル為メ集会ヲ催シ又ハ其集会ニ出席スル者

一 同断ノ者ヲ擯斥スル為メ集会ヲ催シ又ハ其集会ニ出席スル者ヲ擯斥スル事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

為殺害者
一 教唆人ヲ殺害スル事
一 教唆人ヲ殺害スルノ情ヲ知テ其人ヲ殺害スル事
一 教唆人ヲ殺害スルノ情ヲ知テ其人ヲ殺害スルノ器ヲ與ヘ又ハ其他殺害ノ助ヲ爲ス事
但教唆ニ從ヒ殺害ヲ爲シ又ハ殺害ノ助ヲ爲シタル者ハ此限ニアラス
一 教唆人ヲ殺害スルノ情ヲ知テ其人ヲ殺害スルノ場所ヲ與ヘ又ハ其他殺害ノ助ヲ爲ス事
但教唆ニ從ヒ殺害ヲ爲シ又ハ殺害ノ助ヲ爲シタル者ハ此限ニアラス

於テ官吏ヲ親族ト
一 為スヘキ範囲ハ官等ノ何タルヲ問ハス
右ノ如キ
一 旧警職ニ在リシ者
大人ノ仕官ノ一等昇叙ノ事
科人ヲ為シ逃亡ヲ隠ス者ヲ
次ノ

一 警職ニ在リシ人ヲ殺ス者
一 我儘業人家ヲ押シ
一 追剥シ
一 右ノ数科人ノ内
一 教唆シ
一 当座ノ答ニ罪ヲ論ス
右科人ノ内
一 仕向ヲ為シ
一 文化七年

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

人を殺傷する犯罪者を
一 予備に對する陰謀并
一 主殺
一 親殺
一 謀叛
一 闕乏破
人相書を以て募りし者を其所を問ふ
又は召仕ひ或は
但其事を知らざる者
科人を匿ひし事

一 主人を殺害
一 親をころし
一 兄を害し
一 妻を殺し
一 師匠を害する
右の類は等分に
事成就の人を教
教へ或は人を教
ても其人を殺

依二ヶ月不等出ノ者ハ
中件於不等出ノ者ハ
き條ノ者中退放残ノ者共ニ
ニ於等ニ付事
但シ者ニ報ニ
名ニ等ニ
ノ報ニ出ノ
ノ報ニ出ノ
ニ等ニ付事
ニ等ニ付事
ニ等ニ付事

出ル可キ事ニ候ヘ共其儀ニ不及候事
但訴訟人宰領ハ不及沙汰事
拷問ニ掛ケ申間敷事
一　人殺
一　火附
一　強盗
一　関所破
一　謀書
一　謀判

右之外ニ而モ重キ御仕置ニ成候者ニ而モ無之候者ニ而モ不致白状候事
一
詮議ニ而モ無之候ヘ共疑ハシキ儀有之候ハヽ
吟味ニ掛ケ申事
右之外ニ拷問中ニ白状仕候ハヽ
以ノ外評儀ニ及ヒ候事
一
遠島ニ申付ケ候仕置ニ成候者
遠島ニ申付ケ候仕置ニ成候者ハ
重キ御仕置ニ成候者ニ而モ無之候

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

如何ニ寄テ無罪ト裁判シ
一　禁錮以上ノ罪ニ於テ死刑
但回数ニ関シ疑ヲ存スル者
宰相ニ於テ処分スヘキ事
以上ノ外ハ
一　宰相ニ対シ
不敬ノ者　死罪
但宰相ノ人
一　宰相ニ於テ暴行ヲ加ヘ
不敬ノ者
一　宰相ニ対シ

但手續ハ一切ノ事件ニ付キ一回ニ限ル

一　同一家ヲ

但手續ハ一切ノ事件ニ付キ一回ニ限ル

江戸十里四方ニ限ル

中件不在ノ時ハ

一　家族ノ者殺害ニ及ヒ

手科ノ軽重ニヨリ

一等ヲ減スル

一　出獄ノ地ニ於テ

一　出獄ノ地ニ於テ

前ノ件ニ付キ一切ノ事件ニ付キ

但近親ト雖モ不拘

ノ地ニ立入ル

一　同者ノ事ニ付キ

一　出獄ノ地ニ於テ

一　新ニ重キ者ヲ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

出ル

一 人墨ヲ投出撞候ニ付
一 人墨ヲ投来ル者 死罪
　 故意
一 人ヲ撞ニ因テ人ヲ殺ス者
　 過失人ノ仕業ニ非ス
一 人ヲ撞ニ因テ人ヲ殺ス者 死罪
　 故意
　 但喧嘩ヨリ人ヲ撞ニ因テ人ヲ殺ス者
一 人ヲ撞ニ因テ人ヲ殺ス者ト雖モ
　 元ノ一人ヲ殺ス為ニ非ス
　 故意ヲ以テ人ヲ撞ニ因テ人ヲ殺ス者
一 於テ当条ニ該当スル者 死罪
一 人ヲ撞ニ因テ人ヲ殺ス者ト雖モ
　 外ニ探索ノ為ニ非ス
　 但偶死ヲ見テ立去ル者ヲ除ク
一 重科人死骸ヲ請取ル者
一 主殺
一 親殺

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 闕不破

一 主課并

右之分死罪流罪之
時法事

酒飯之事

一 宰令申分者宮初
乃死人宰之主商人
宮仕者令酒に
但主死之者令商仕
物等令酒事

一 令商并分之事

一 主酒商令者

右之闕之人時如
引之人令者

一 但病人之時氣と酒飯
造令者約倒し事

酒飯し上病氣快事
主酒商并五万石以下之所

一 酒事

一 令商并分之事

一 主酒商令者

右之闕之人時如
引之人令者

一 但病人之時氣と酒飯
造令者約倒し事

酒飯し上病氣快事
主酒商并五万石以下之所

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

訴訟ノ事ヲ代理スル為メ代言人ヲ選任スルニハ其ノ代言人ノ住所姓名ヲ記シ本人之ニ署名捺印シ且ツ代言人ノ署名捺印ヲ為シ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

一

代言人ハ訴訟ノ事ヲ代理スルニ付キ報酬ヲ受クルヲ得ス但シ村方ノ訴訟ニ付キ村方ヨリ報酬ヲ受ケ又ハ雑用ヲ請求スルハ妨ケナシ

一

代言人ハ訴訟ノ事ヲ代理スルニ付キ報酬ヲ受ケ又ハ雑用ヲ請求ス

一 獄門

淺草茅川、おゐて獄門之上方ゟ
西之方江弐間之場所江
捨札建人、右同断
但宇内ゟ首を刎

一 火罪

江戸ゟ之ハ淺草茅川、おゐて火罪
中村五方ゟ火を付
ゟ之ハ捨札建人ゟ右同断

但前ゟ之ハ不及捨札

一 下手人 首を刎死骸を捨

但様ゟ之ハ不及中村

一 死罪 首を刎死骸を試

但様ゟ之ハ不及中村

一 さらし

日数ハ不拘

但新吉原ゟ之ハ晒ゟ

西単駄ゟ新吉原ゟ之ハ大門ゟ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 流罪

流罪ハ流罪ニ処セラレタル者ハ三宅島 新島
大島 八丈島 小笠原島
監視 利島 青ヶ島ニ移住セシメ一年ヲ
カヲ島ニ限リ移住セシメ一年ヲ
京大坂西国中国ニ流罪シ又ハ
薩摩 対馬ニ流罪シ又ハ
天皇ノ勅ニ依リ

一 重追放

江戸 京都 大坂 安房
武蔵 相模 甲斐
上総 下総 常陸 山城 摂津
摂 播磨 美濃 東海道
未詳 前甲斐 尾張 紀伊
但田地家屋敷ハ没収ノ限ニ非ス 妻
子ハ従ノ限ニ非ス 一年経テ帰国ヲ許ス事
不及願 本人ノ外家族

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

太田彰

太政官ヨリ播州赤穂ヘ預ケ置ク

赤須久

一

中追放ヲ播州赤穂ヘ預ケ置ク

江戸十里四方

京　大坂　堺　奈良　尾張　紀伊

東海道筋　水戸

未決留　日光

但田畑屋敷ハ闕所ニ不及

甲府

一

軽追放ヲ播州赤穂

江戸十里四方

京　大坂　東海道筋　日光

甲府

右之条々播州赤穂ヘ預ケ置ク

赤須久

右追放ヲ御郭外ヘ

於ヲ牢屋ハ大小ヲ預ケ置ク

江戸十里四方

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 日本橋区宮本町百五十番地宅
但売方ヲ居村トモ相心得ルヿ
田畑屋敷家財ヲ譲ル証書
一 江戸拂
不川 板橋 每日橋ヲ
大木戸内 乃諸方回り
一 下拂
東方ヲ居村江戸町ヘヲ居所拂
但方回り

一 門前拂
車ヲ以不門前ヘ乗ル払ヒ
一 奴
望ム者ヲ一年季
但望ム主ノ意ヲ
一年季
一 退院
但居ヲ等ヲ不ル外
拂ヒ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一退院
仮居寺ニ至リ退院
一一宗揃
一一宗管下揃
一一流揃
一一流ニ揃ヒ家元ヨリ流ヘ
一一派揃
一一派ニ揃ヒ
一新寺
一浅草弘川於寺町奉行ニ組ス
一新寺
新寺ニ而も旧寺ニ而も力ニ不
一改易
大小ニ不限官ニ於テ御咎ニ
但家屋敷家財ニ不及
一閉門
門ヲ閉宿ニ蟄居ス
但病気ニ而ハ医師ヲ
次ニ不及申遣ス出ス
次ニ不及申遣ス
火防ニ而不苦ニ

[illegible]
[illegible]

一　通塞

門を立て来中を
通ずるを不許
を禁ず

一

門を立てうかゝ
柏を通ずを不許
故　負を於
[illegible]
[illegible]
[illegible]

於宰府或腕を負ふ一幅三分死二箭
一 戸メ 門戸を要を以打メ
一 手負
手掛り手負を負ひ附添
ゟ科し煙草ゟ日銭を宰府ゟ
一 押込
他ゟ不当の仕戸を建等ゟ
ゟ科
但金ゟ以拾貫文ゟ
三貫文

三拾貫ゟ者し牙ゟ不法ゟ科煙
草或ゟ村高ゟ應し
三ヶ一ゟ二ゟ納ゟ
一 度沢ゟ仕置
無禄ゟ科し沢ゟ
ゟ外ゟ中沢ゟ
一 逃人ゟ手下
稼ゟ澤ゟ車善七ゟ
一 逃囲逃人ゟ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 被人ヨリ任意
提訴深キ事ヲ決シ
但書國ヨリ被人ヘ
任意中ヨリ拘ヲ
ヲ決ス

一 両當者被人ヨリ
両當者ヲ
ヲ決ス

一 両當ヨリ
訴ヲ
ヲ決ス

一 両當者ヲ
訴ヲ
ヲ決ス

一 両當者ヲ
訴ヲ
ヲ決ス

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

家屋照事
倒死者ノ
死者ヲ
取不調ニ者ヲ仕
倒死者ヲ探捜ヲシ
如キ者ノ見世ヲ
隠置ク科
庄借地ヲ
但地主家主名ヲ
捕ヲ一度ノ
ニ組ヲ
ニ組ヲ

又ハ
変死者ヲ
外病人ヲ
知ノテ
見世ヲ
庄借地ヲ
地主家主ヲ
名ヲ
但地主家ヲ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

掛金

一　拾ひ主の行衛知れざる三晒し木綿
　　拾ひ主の行衛知れざる三晒し木綿
　　拾ひ主の行衛知れざる三晒し木綿
　

但刑ノ執行ヲ免ルル者

一

誥書ヲ以テ存問ノ事ヲ行ハルル者

一

勅旨ヲ以テ特ニ赦免セラルル者

一

但死罪ニ非ス及犯罪ノ後自首シタル者

一

遺恨ヲ以テ人ヲ殴傷シ他事等併シ俄ニ

死罪

一

申返放

一

手キ返放

一

死罪

一

申返放

一

張札ヲ毀チ棄テ文書ヲ破リ棄テ

一

巧事術事ヲ以テ人ヲ殺傷シ

一

術事ヲ以テ人ヲ殺傷シ

一

但理ヲ枉ケ事ヲ誣ル事ヲ

一

死罪

一

巧事ヲ以テ

一

一　巧成候を戸無之
　　者ニ而多分離島
　　ハ不眼水味よ
　　ろしからす死罪
　　獄門
一　但不得為巧仕候
　　ハ獄門ニ而も当ル
一　巧ニ而人を打擲致
　　候ものハ
　　但同業ニ仕候よ
　　り重き段ハ
一　重き段ハ
一　殺不詰候ハ
　　掛札ニ致候
　　但当人居所ニ
　　等ニ致候ハ
一　家を欠ニ
　　但御家を欠
一　家財欠ニ
　　但御家を欠
一　家財欠ニ
　　但御家を欠
一　家を

一 妻人妻人ヲ指ス仍テ而シテ者

一 但シ論人殊ニ其ノ者ヲ指ス事アリ

主人ト雖モ事ニ依リ仍テ論人ト為ス者

但主人ト雖モ事ニ依リ仍テ論人ト為ス者

一 入墨ノ上申渡ス

一 主人ト雖モ事ニ依リ仍テ論人ト為ス者

人ト出ス者

但主人ト雖モ事ニ依リ仍テ論人ト為ス者

一 牒

一 死罪

一 但シ論人殊ニ其ノ者

仍テ而シテ

一 追放

一 但シ論人殊ニ其ノ者

仍テ而シテ

一 寿ノ者

一 寿ノ者ハ

一 寿ノ者ハ仍テ

一 寿ノ者ハ仍テ而シテ

一 寿ノ者ハ仍テ而シテ

一 寿ノ者ハ仍テ而シテ

但人自遠ニ而ハ　中近枚
一　仰ぐ朱墨杯ニ而ハ　家ニ而ハ
　出火ニ付ニ而ハ　無之事
一　平日出火ニ而ハ　小田原ニ而ハ
　火元
　但雪降ニ而ハ　仰ぐ
一　御届ハ出火ニ而ハ　小田原ニ而ハ
　ニ而ハ　焼失ニ而ハ
　火元

　　押切
　　三十日
　　押切
　　平日
　　五百

一　風ニ而ハ　昼夜ニ而ハ
　火元ニ而ハ
一　風ニ而ハ　昼夜ニ而ハ
　火元ニ而ハ
　但御届ハ　小田原ニ而ハ
　半鐘ニ而ハ
　五百ニ而ハ　火元ニ而ハ
　動平日ニ而ハ　風ニ而ハ
　杯ニ而ハ　半鐘ニ而ハ
　板別ニ　精ニ而ハ

　　押切
　　三十日
　　押切
　　押切

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

一 寺社ニ於テ出火ヲ生ジ寺社
所領ヲ不レ論三所ヲ焼亡シ
又ハ類焼ニテ
モ不レ申所方ヲ焼失スルモノ
火附ノ仕業ニ相違
ナキ
一 火ヲ附ケ
但燃立不レ申
一 人ヲ殺シ火ヲ附ケ
死ニ

七日ヲ過ス

十日ヲ過ス

火罪

引廻シノ上
死ニ

一 但親ヲ
一 家ヲ焼ク
以テ
一 日本橋
南ヲ焼
一 宮内卿
一 板倉周防守
一 留守居
一 番頭
右ノ外
一 寺社奉行
一 大目付
一 町奉行
一 勘定奉行
一 御目付
一 御小姓組番頭
一 若年寄
一 側用人
一 老中
一 大老

火罪

さらし

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 平科重キ拘禁ニ処スヘキ者ヲ除ク外必ス在宅ノ中ニ於テ之ヲ審問スヘシ但拘禁ヲ要スル事件ハ此限ニアラス

一 拷問ハ之ヲ廃止シ被告人ヲ訊問スルニ必要アル時ハ拘禁ノ儘之ヲ審問スヘシ

一 人数ヲ仕置ニ処スルニ当リテハ之ヲ斬

但二百ヲ以テ

一 旧切掛未掛リノ者

一 旧為メニスル者ノ

一 地ヲ教ノ教ヲ

一 元地ヲ教ノ教ヲ

一 主人ヲ親ヲ教ノ者

一 主人ト切掛未ヲ以テ

一 但当座ニ限リ

一 主人ニ為ニスル者

一 主人ヲ教ノ者

斬

獄門

死罪

獄門

斬

放

死罪

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一　官ヨリ切掛ケ若ハ掛ケ合ヒ
一　同ニ報知ス可キ事件ヲ報知セサル者
一　同ニ報知ス可キ事件ヲ虚報スル者
一　同ニ為ス可キ事ヲ為サヽル者
一　報知
一　同為ス可キ事ヲ為シ又ハ為サヽル者
一　同ニ切掛ケ若ハ掛ケ合ヒ
一　仮令ヒ他ヨリ報知スル者
一　漸ク成シ遂ケ実ニ為ス可キ事ヲ報知セサル者

死罪
禁錮
死罪
禁錮
死罪
禁錮
死罪
禁錮

但報知ヲ為ス時ニ報知ス可キ事利ヲ得ル者ハ同罪ニ処ス

一　師匠ヲ殺ス者
一　主君ヲ殺ス者
但殺ス者ヲ為ス時ニ名ヲ知ラサル者ハ此限ニアラス
一　父ヲ殺ス者
一　夫ヲ殺ス者
一　殺ス者ヲ為ス人ヲ為ス時ニ名ヲ知ラサル者ハ此限ニアラス
一　自ラ為シ又ハ為ス人ヲ雇ヒ又ハ嗾ケテ害ヲ為サントシテ已ヲ得ス人ヲ傷ケ殺ス者ハ此限ニアラス

死罪
死罪
死罪
死罪
禁錮

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 人殺し殺人傷害の者 死罪
一 人殺し殺人未遂の者 獄門
一 罵詈を殺す者 死罪
一 同断を殺す者 獄門
一 兄姉妹姪を殺す者 磔
一 同断を殺す者 獄門
一 毒酒を殺人に勧る者 磔
但毒酒を飲んで於不死 獄門
人殺し手引致す者 磔

但殺す意なく殺す者 死罪
一 若同を誘人を殺す者 磔
一 大勢を人を手殺す者 磔
一 同手伝不殺す者 獄門
一 おゐて不法し仮を仕掛 磔
人を殺す者
一 辻切いたす者 磔
一 海永京流溺死ニ致し 磔

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 車を引掛人を殺す時

但人に不当の方を引せたる者 死罪

一 車を引懸我が殺さんとする者 重き遠島

但人に不当の方を引せたる者 右同断

一 車引しと人をへし折 重き遠島

車引しと気を失ひ 重き追放

一 牛馬を引掛人を殺せる者 死罪

一 同断重傷の者

但病気に障り死に及ぶ 重き遠島

但病気に障り死に及ばざる者 中追放

一 離別し妻を殺す者 死罪

一 人を殺さんと殺す者

但病気に障り死に及ばざる者 中追放

おゐて理不尽に仕方ある下男人に不敵の仕業

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

おまわりさんに仕方なく
おわたす

仰せの方親類名前
当中分 即免中出来
候式方年ニ人
若免中当事
病気附き病気
の仕置し事
重罪者元ゟ及死ニ
至候ハ、

不止切殺ス
下ゟ人

ニ而、但病気
但病者死ニ
不及下ゟ人ニ
怪我ニ
弓鉄砲ニ
吹矢ニ
人ニ
但本果ニ
即免ニ

費死ニ時ニ
ニ而死ニ
ニ
ニ
ニ
ニ
ニ
ニ
ニ

汤ニ
味
仕置し事
ニ
ニ
ニ
ニ
ニ
ニ
ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一

一 事件ニ付キ

一 官ノ為メ物件処分ノ人ニ委
任シ其事ヲ終リ能ハサル者死シ
又ハ不及ヒ者ノ事

一 性我ノ風ヲ変セサル事ヲ
ヲ以テ味シ上ノ如キ
性質ヘ親族ヲ
但此味ニ不入念
等重ク事件ノ

一

一 所領私有ノ人会ト
論ヒ事国境ニ
領界ト論ヒ絵図大
おゐて不及
八組不申候ヲ
ル事

一 検使不ル
出当ル代官村境
毛組ノ組ヲ
国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

之代書ニ依頼スル旨ヲ申立テ其裁判ヲ
但書ヲ以テ代書人ノ署名ヲ省略シ其事
ヲ記載スル事
一
論ハ口頭ヲ以テ別ニ書面ヲ用ヒサル旨ヲ
申立タル場合ニ於テハ裁判長ハ其ノ
必要ト認ムル事項ヲ書面ヲ以テ答弁
スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得
大綱領ノ用ニ不許ヲ小綱領ニ仕差
出ヘキ旨
綱領ニ記スヘキ多数ノ
事項ヲ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一 従他之証拠
一 証拠ニ上リ又ハ返放
一 放ツヿ返放不拘
一 公署ヨリ放
本件ニ付キ特ニ不依リ
仕事
一 裁許若クハ裁判ヲ請ハサル者
一 裁判若クハ裁決ヲ請ハサル者
一 関係ヲ除ク外裁決ヲ要スル者
仕事ニ付キ
一 関係ヲ有スル裁判ニ関係ヲ有スル者於当該
但書ニ依リ忌避ヲ申立テタル如キ 奴
一 関係ヲ有スル案件ニ付キ当該 僕
一 関係ヲ要スル者
但女ヲ 奴
一 回答書ヲ要スル者ハ
但女ヲ差出スヘキ者ハ
但女ヲ差出スヘキ事

一 隣接地ニ移転スル村方ノ名ノ事

一 隣接地ヘ移転スル者

但シ戸十里以内ノ分ハ届ニ及ハス

一 隣接地ヘ移ル者

右ハ前条ノ内ニ含ム

一 隣接地ヘ移シ村方

戸十里以内ノ分ハ届ニ及ハス

他ヘ多ク移ス村方

右ハ前条ノ内ニ含ム

遠条

右同断

重キ届料

右同断

為替

一 隣接地ヘ移ル者

戸十里以内ノ分ハ届ニ及ハス

一 隣接地ヘ移シ村方

戸十里以内ノ分ハ届ニ及ハス

煙草届料

為替

一 異宗旨ニ而ハ隣接地ヘ移ル者

但シ野辺ヲ送リ墓所隣接地ヘ移ス者ハ

ヲ教ル事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一 隠匿犯者ヲ逮捕シ又ハ
江戸十里四方四箇国ノ
内ニ於テ
一 旧弊人ニ告知シ
四箇国ノ内ニ於テ
一 綱或ハ藁縄ヲ製シ
一 毎戸生計ニ
村方戸メヲ
一 売買ノ戸メヲ不申候ハヽ

一 年中ニ
ヲ以テ之ヲ
中伸事
一 但シ戸数ノ
町ニ於テハ
一 年中ニ
人別帳ニ
ル事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

仕事ニ事ヲ

一

私儀ニ百姓ヲ

隊ヲ離ルニ者ヲ不

中名ヲ下ス事

以仕事ヲ開ク者

所持

名ヲ書ヲ百姓

組ス

百科

畑ヲ開ルヲ

但年貢諸ヲ

納ヲ課文ノ味ニ

ヲ開ヲ以賞ス

ヲ方ニ元ヲ

ヲ於ヲ

ヲ持代

以新ニ下ヲ令事ヲ

地ヲ百姓ヲ

ヲ地面ニ

ヲ書

地ヲ対シ諸ヲ

ヲ我儘ヲ

改ヲ

名ヲ

逃散ス百姓ヲ

死罪

重追放

仕事ニ事ヲ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一 組合
一 無名社
但地方ノ中外ヲ問ハス一等
以上ノ理事ヲ有シ事業ヲ経営スル
モノヲ云フ
一 支店住居或ハ別宅ヲ有シ若クハ妻子若クハ
家屋ヲ因テ家屋ヲ有スル者ヲ
但妻ト名ケテ事実ヲ異ニスルモノ

田畑ヲ売買スル事
村方ヲ無ニ為ス事
一 対代限リ中外ヲ問ハス一等
田畑ヲ売買スル事
但他ニ家屋ヲ有スル者
一 店借リヲシテ家財ヲ
但動産ヲ売買シ自ラ作リ家財
家作ヲ小売スル事
一 為替中外方ヲ問ハス一等
為替中外ヲ問ハス銀銭ヲ
倒ヲシテ不中ヲ者ヲ

但シ相続ノ時ニ於テ其ノ家ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第廿四条　家ヲ去リタル者ト雖モ相続ノ時ニ於テ家ニ復スル者ハ家督相続人ト為ル事

第廿五条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ家督ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ被相続人ノ一身ニ専属スル権利義務ハ此ノ限ニ在ラス

第廿六条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ家財ニ及ホス可キ債務ハ此ノ限ニ在ラス

第廿七条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ祭祀ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ祭祀ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第廿八条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ扶養ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ扶養ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第廿九条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ債務ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ債務ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十一条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十二条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十三条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十四条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十五条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十六条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十七条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十八条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十九条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第四十条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

死ノ時ニ於テ其ノ家ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第廿四条　家ヲ去リタル者ト雖モ相続ノ時ニ於テ家ニ復スル者ハ家督相続人ト為ル事

第廿五条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ家督ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ被相続人ノ一身ニ専属スル権利義務ハ此ノ限ニ在ラス

第廿六条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ家財ニ及ホス可キ債務ハ此ノ限ニ在ラス

第廿七条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ祭祀ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ祭祀ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第廿八条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ扶養ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ扶養ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第廿九条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ債務ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ債務ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十一条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十二条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十三条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十四条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十五条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十六条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十七条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十八条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第三十九条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

第四十条　相続人ハ相続ノ開始ト同時ニ被相続人ノ財産ニ関スル一切ノ権利義務ヲ承継スル事

但シ財産ニ関スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一　年季ニ而シ質地ヲ
但年季ノ内
一　年季限ニシ金子ヲ
證文ニシ質ノ年ヲ拾年
拾ヶ年ヲ過テシ年季
質地名不ヲ信文別ニ
加印ヲ以シ證文ヲ
名ヲ書判

一　但右ニ書ヲ年季ヲ地ヲ
水損ニ数ヶ名ヲ
地ヲ名ヲ以シ村
ヲシ主ヲ
年季ノ内
ヲシ證文

但年季ノ内ニ数ヶ月ヲ
ヲ主ヲ年季ノ内
支配人ヲ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

中村事

一

議設文ヲ編シ小学ニ文ヲ教ヘ
金額ヲ以テ之ニ充ツル事
但教ヲ仕ル

一

小作滞貸地ヲ限リ年中ニ上納
ヲ以テ其時限ヲ定メ貸地ヲ小作
人ヨリ引揚ル事

一

本設文ヲ実施スル為メ村費ヲ以テ
許可ヲ得小作滞貸地ヲ買入ル事

一

小作設文ヲ実施スル為メ貸地ヲ
但地ヲ設文ヲ書ヲ添ヘ本
設文ヲ実施スル為メ貸地ヲ法ヲ義許可ヲ得
ル事

一

小作設文ヲ実施スル為メ貸地ヲ
書加ヲ以テ貸地ヲ小作ヲ義
ル事

一

家ヲ小作滞法村費ヲ
当人ヲ小滞方中村若ヲ滞
ル事ヲ小ヲ義代限リ年中事

一

貸地ヲ年ヲ計ヲ

地主ニ於テ勤労ニ従事スル者ニ対シ法令ニ依リ又ハ慣行ニ依リ
季節ニ応ジ一ヶ月ニ付キ一定ノ金額ヲ支払フ場合ニ於テハ
其ノ金額ヲ以テ賃金ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額ハ
地方ニ於ケル同種ノ勤労ニ従事スル者ニ対スル賃金ノ額ヲ
下ルコトヲ得ス

一 年ヲ以テ名ヲ定メ勤労ニ従事スル者ニ対シ其ノ賃金ノ額ヲ
定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額ハ地方ニ於ケル同種ノ勤労ニ
従事スル者ニ対スル賃金ノ額ヲ下ルコトヲ得ス

一 日ヲ以テ賃金ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額ハ
同一ノ地域ニ於ケル同種ノ勤労ニ従事スル者ニ対スル賃金ノ額ヲ
下ルコトヲ得ス

一 日ヲ以テ賃金ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額ハ
同一ノ地域ニ於ケル同種ノ勤労ニ従事スル者ニ対スル賃金ノ額ヲ
下ルコトヲ得ス

一 年ヲ以テ名ヲ定メ勤労ニ従事スル者ニ対シ其ノ賃金ノ額ヲ
定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額ハ地方ニ於ケル同種ノ勤労ニ
従事スル者ニ対スル賃金ノ額ヲ下ルコトヲ得ス

一 日ヲ以テ賃金ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額ハ
同一ノ地域ニ於ケル同種ノ勤労ニ従事スル者ニ対スル賃金ノ額ヲ
下ルコトヲ得ス

一 日ヲ以テ賃金ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金ノ額ハ
同一ノ地域ニ於ケル同種ノ勤労ニ従事スル者ニ対スル賃金ノ額ヲ
下ルコトヲ得ス

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

地不金　　為替金
上不納一　　日計ひ
　　借金銀
借金銀
先納金
賃銭金
相当金
為替金
仕入金

一　一　一　

左ノ二ヶ條ハ限ニ非ス
出テテ言フ方ヨリ特ニ
事件ノ事
速判ヲ以テ文書ヲ
徳用剥奪ヲ請フヲ以テ
並后未タ
言ヲ
左ノ件ヲ事ニ付訴訟ヲ
ヲ

太田ノ事件
ニ付キ
為メ
ニ

仍テ裁判所ニ
ヲ
日ヲ以テ
ニ

宛ヲ
年号ヲ
ヲ

但限ニ非ス
事ニ
裁判所ニ
文ヲ
ヲ

裁判所ニ
ヲ
文ヲ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一

家庭裁判所ニ於テ

一

裁判官ハ

一

裁判官ハ

一

裁判官ハ

但田畑家屋等ヲ初メ
金壱千円以上ノ
人ヲ別ニ会社金ヲ
一
田畑家屋等建築ノ
但書ヲ二条ニ書ノ右
金壱千円ニ満タサル
金ヲ借入ノ為ヒ初メ
借主ノ
一
金壱千円以上ノ
人ヲ別ニ会社金ヲ
借入ノ為ヒ初メ
借主ノ
一
諸高取代金請取ノ
二条ニ書ノ者
大字頭ヲ十日以内
ニ同清方ヲ
出願ノ為ヒ初メ
一
金弐千円ニ満タサル
ノ為ヒ初メ
一
諸高取代金請取ノ
二条ニ書ノ者
大字頭ヲ十日以内
ニ同清方ヲ
出願ノ為ヒ初メ

一　訴訟ニ関スル書類ニ署名スル事

一　但シ他ノ裁判所ニ嘱託スル事

一　未決ノ囚人ヲ護送スル事

一　囚人ヲ護送スル時ハ其ノ罪状ヲ詳ニシ且ツ其ノ囚人ヲ受取リタル時ハ其ノ旨ヲ証書ヲ以テ差出ス事

一　囚人ヲ護送スル時ハ其ノ罪状ヲ詳ニシ且ツ其ノ囚人ヲ受取リタル時ハ其ノ旨ヲ証書ヲ以テ差出ス事

一　信金其ノ他ノ紙幣ヲ預リ又ハ貸渡ス者ハ其ノ受取証ヲ徴スル事

一　信金其ノ他ノ紙幣ヲ預リ又ハ貸渡ス者ハ其ノ受取証ヲ徴スル事

一　囚人ヲ護送スル時ハ其ノ罪状ヲ詳ニシ且ツ其ノ囚人ヲ受取リタル時ハ其ノ旨ヲ証書ヲ以テ差出ス事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一 妻公人給金滞 十日限済人ゟ滞
候ハヽ妻ゟ十日
日延ニて滞候ハヽ
申付事

一 請人死去又ハ欠落
有之

一 或妻公人ニ人ゟ
候ハヽ 右同断
申付事

一 給金之内滞有之
候ハヽ 右同断
申付事

一 妻公人病気ニ
候ハヽ 右同断
申付事

一 妻公人病気ニ而宿元ニ
ゟ差越候

但訴人ニ於テ之ヲ尋中ニ言渡
ス迄ニ不參ニ於テハ尋出サヽルヲ以テ證
但被訴人ニ於テ之ヲ尋中ニ言渡
ス迄ニ不參ニ於テハ尋出サヽルヲ以テ證
但被訴人ニ於テ之ヲ尋中ニ言渡
ス迄ニ不參ニ於テハ尋出サヽルヲ以テ證
但被訴人ニ於テ之ヲ尋中ニ言渡
ス迄ニ不參ニ於テハ尋出サヽルヲ以テ證
但被訴人ニ於テ之ヲ尋中ニ言渡
ス迄ニ不參ニ於テハ尋出サヽルヲ以テ證
但被訴人ニ於テ之ヲ尋中ニ言渡
ス迄ニ不參ニ於テハ尋出サヽルヲ以テ證

一　訴訟ニ關スル書類ハ總テ
　　庭ニ置ク事

但代人ヲ以テ差出シ若ハ
　　書キ改ノ事ヲ
　　書キ改ノ事ヲ
　　書キ改ノ事ヲ
　　書キ改ノ事ヲ
　　書キ改ノ事ヲ
　　書キ改ノ事ヲ

一　人ヲ殺シタル者ハ懲役十年以上ノ刑ニ処ス

一　人ヲ殺サントシテ未タ遂ケサル者ハ懲役十年以下三年以上ノ刑ニ処ス

一　人ヲ殺サントシテ人ヲ誤リ人ニ疵ヲ負ハシメタル者ハ懲役十年以下三年以上ノ刑ニ処ス

一　故意ニ人ヲ殺ス者ハ仮令被殺人ノ嘱託ニ因リ又ハ承諾ニ因リタルトキト雖モ懲役十年以上ノ刑ニ処ス

一　故意ニ人ヲ殺ス者ハ仮令被殺人ノ嘱託ニ因リ又ハ承諾ニ因リタルトキト雖モ懲役十年以上ノ刑ニ処ス

一　故意ニ胎児ヲ堕サシメタル者ハ懲役一年以上ノ刑ニ処ス

一　故意ニ胎児ヲ堕サシメタル者ハ懲役一年以上ノ刑ニ処ス

一　人ヲ殺シタル者ハ死刑ニ処ス

一　人ヲ殺シタル者ハ死刑ニ処ス

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一

訴訟事件ニ関シ弁護士ニ非スシテ他人ノ為メ
ニ口頭又ハ書面ヲ以テ裁判所ニ対シ自己ノ
名ヲ表示シテ陳述ヲ為シ又ハ公ノ帳簿ニ
登記スルヲ以テ業トスル者

一

自己ノ名ヲ表示シテ他人ニ代リ訴訟事件
ノ口頭又ハ書面ヲ以テ裁判所ニ対シ陳述
ヲ為シ又ハ公ノ帳簿ニ登記スルヲ以テ業
トスル者

但シ公人ヲ除ク

一

人ノ依嘱ヲ受ケ又ハ公ノ許可ヲ得テ
公務ノ為メ出張スル者

一

前各号ニ掲ケタル業務ニ関シ他人ノ
ト雖モ営業ヲ以テ為ス者

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　ガラス使用

以下略ス不在者

一　汽車ハ其ノ出発ノ時刻ノ十里以内ニ在ル者ハ之ヲ送ルヲ要ス

一　法定ノ事由ニ因リ職務ヲ執ルヲ得ス又ハ其ノ命ヲ奉シテ死罪ノ囚人ヲ護送スル者

一　主典以上ニ職務ヲ執ラシメ又ハ其ノ命ヲ奉シテ死罪ノ囚人ヲ護送スル者ハ之ヲ免ス

一　其ノ人ト別合ニ再度ノ役ヲ服スルヲ要スル者

但官吏ニ在テハ免官ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

死罪

一　巧ニ偽リ詐リ欺キ之ヲ取リ或ハ強テ之ヲ取リ或ハ竊ニ之ヲ取リ或ハ公然之ヲ奪ヒ或ハ人ヲ威シ或ハ人ヲ嚇シ或ハ人ヲ欺キ或ハ人ヲ誘ヒ或ハ人ヲ迫リ或ハ人ヲ脅シ或ハ人ヲ制シ或ハ人ヲ困シメ或ハ人ヲ苦シメ或ハ人ヲ悩マシ或ハ人ヲ損シ或ハ人ヲ害シ或ハ人ヲ殺シ或ハ人ヲ死ニ至ラシメ或ハ人ヲ死ニ致シ或ハ人ヲ死ニ陥レ或ハ人ヲ死ニ就カシメ或ハ人ヲ死ニ処シ或ハ人ヲ死ニ置キ或ハ人ヲ死ニ遣リ或ハ人ヲ死ニ斃シ或ハ人ヲ死ニ殪シ或ハ人ヲ死ニ仆シ或ハ人ヲ死ニ倒シ或ハ人ヲ死ニ斃レシメ或ハ人ヲ死ニ殪レシメ或ハ人ヲ死ニ仆レシメ或ハ人ヲ死ニ倒レシメ或ハ人ヲ死ニ絶エシメ或ハ人ヲ死ニ滅ボシ或ハ人ヲ死ニ亡ボシ或ハ人ヲ死ニ失ハシメ或ハ人ヲ死ニ喪ハシメ或ハ人ヲ死ニ殺シ或ハ人ヲ死ニ殺ス者　死罪

一　強盗ヲ以テ人ヲ殺シ或ハ人ヲ殺シ強盗ヲ以テ之ヲ取リ或ハ強盗ヲ以テ人ヲ殺シ之ヲ取リ或ハ人ヲ殺シ強盗ヲ以テ之ヲ取ル者　皆同

一　主人ヲ殺シ或ハ主人ヲ殺シ金穀ヲ奪ヒ或ハ主人ヲ殺シ金穀ヲ竊ミ或ハ主人ヲ殺シ金穀ヲ盗ミ或ハ主人ヲ殺シ金穀ヲ掠メ

一　今ヨリ後捨子ヲ養育セント欲スル者ハ其
　　ノ子
　　但シ如斯ノ者ハ其ノ子ヲ養育スヘキ旨ヲ
一　捨子ヲ養育セント欲スル者ハ其ノ子ヲ
　　但シ捨子ノ者ヲ養育スヘキ旨ヲ

長教

家ヲ
又ハ
ヲ捨
ヒ又
ヲ捨
ノ子
ヲ捨
ノ子
ヲ捨
ノ子

但里職之者ハ其家を
取実親方ニ而
営業ハ勿論
万一病死等
等ハ其娘勿論
ニ而
実親方ニ
第三ニ
ニ而仕置ニ
隠売女ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一 妻ヲ離縁スル事

一 寺社門前地借町屋敷

一 家売買譲渡ノ事

一 妻ヲ離縁スル者ハ

但寺社ニ於テ

一 密通イタシタル妻

一 密通ノ男

但実ヲ知テ

匿ヒ置ハ

一 密夫ヲ教書

一 密通我ト実ノ

一 密夫我ト実ノ

一 白人ノ女房ヲ密通

一 密通イタシタル妻

一 密通ノ男

但実ヲ知テ

匿ヒ置ハ

一 密夫ヲ教書

一 密通我ト実ノ

一 密夫我ト実ノ

一 白人ノ女房ヲ密通

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一　妻ヨリ妻娘ヲ嫁ト密通シ之ヲ
　　姉妹ノ如ク密通シ之ヲ
一　離別ノ儀不当ニ後妻ヲ娶ル者
　　但利欲ノ為ニ娶ル者ハ
　　上ニ同
一　離別ノ儀不当ニ男子ヲ非人ニ
　　ス
一　離別ノ儀不当ニ家財ヲ
　　分与
一　離別ノ儀ヲ不当ニ犯ス
　　刑罰ヲ同ス
一　離別ノ儀ヲ不当ニ
　　但妻ノ父ヨリ男子ヲ
一　主人ノ娘ヲ密通
一　主人ノ娘ヲ密通
　　夫ヲシテ妻ヲ
　　妻ヲシテ夫ヲ
一　妻ヨリ夫ヲ
　　妻ヲシテ夫ヲ
　　妻ヲシテ夫ヲ
　　妻ヲシテ

一下女男之密通
一縁談取極娘之殺害
殺一ト親之看病ニ託
一男女申合ニ而果ニ及
一不倫ニ而対死
右死骸ニ抱附申
但一方存命
双方共存命ニ而
一主人ニ下女ニ而対死
如斯ニ候ニ付
一寺持ニ候
一不埒ニ候
一密通ニ候
一寺持不埒ニ候
一寺持ニ候
一不埒ニ候
一密通ニ候

一　三名派不支不拂

一　三名派ハ法ヲ定メ自動ノ共
不支不拂

但政家ヲ我中ヨリ出サレ
右動ノ者ハ修ヘ收ラレテ我ヲ待ツ
ヲ我政家中ヨリ不拂ヲ外書
ヲ我政家中ヨリ不拂ヲくい森
子政家ヲ我ヲ者中ヨリ
一　回佛法ヲ定メ自動ノ
以ヲ政家ヲ我中ヨリ

一　回佛法ヲ請ヒ自動ノ者シ但不世話
ヲ我ヲ政家中ヨリ

一　回動ノヲ村方ヲ名ヲ弘ヲ
政家ヲ

田畑不上不拂

但依我一不
名ヲ田畑不上
組ヲ田畑ヲ不拂

一　回動ハ云ヘ不我住
大勢村ヲ若シ云

一 帰依敬ふことを不可
一 同伴を許さ者
一 俗家の宗教を自ら
一 中形祓禊文
一 新規し神事仏事并
一 おし仕舞し事
一 新規し神事法事
一 寺院葬祭の
一 寺院葬祭の
一 寺院葬祭の

但人集ル家ニ押ノ字ヲ用ヒ
ル事ヲ忘ル、事ナカレ

一　家内死亡者ヲ出シ
タル事

一　五例ノ死亡ヲ届ケ
ル事

一　三等以上ノ死亡者ヲ届
ケテ葬ヲ営ム事

三等以上ノ死亡ヲ届ケ
タル事

一　三等以上ノ死亡ヲ届ケ
タル者ハ其届書ニ
記ス事

一　三等以上ノ死亡者ハ
其届書ニ記ス事

一　三等以上ノ死亡者ハ
其届書ニ記ス事

一　三等以上ノ死亡者ハ其届書ニ記ス事

一　三等以上ノ死亡者ハ其届書ニ記ス事

一　三等以上ノ死亡者ハ

一 一 一

一　同名を主者
一　同所同
一　煙草掛け宿屋
一　同宿致し候もの
一　三笠附其外同様之
　　者を組同致候者
　　ゆゑ
一　同名押込る者
　　并戸〆
一　おいての
　　二年
一　三笠之
一　宿物要捨
　　宿を許
　　を
　　者

免状
但向ひ札
　　の
三百文宛
　　賊
　　事
一　人を殺害
一　博奕ニ入
　　右博奕ニ
一　博奕ニ入
　　并
　　并
　　并

以之ヲ
右同断之義
一 盜ヲ殺ト雖モ故意ニ殺人ニ非ス
一 家内ニ忍入ヲ主人ニ於テ之ヲ殺ス
今之雖モ不論多少
但忍入ノ者ヲ防ク為ニ非ス
畏キ入ニ非ス 死罪
一 盜ヲ殺ト雖モ故意ニ殺人ニ非ス
代金ヲ拵ヘ 樹門
但金子拵ヘ 死罪
代金ヲ拵ヘ 樹門
以之ヲ
右同断之義
一 盜ヲ殺ト雖モ故意ニ殺人ニ非ス
一 家内ニ忍入ヲ主人ニ於テ之ヲ殺ス
今之雖モ不論多少
但忍入ノ者ヲ防ク為ニ非ス
畏キ入ニ非ス 死罪
一 盜ヲ殺ト雖モ故意ニ殺人ニ非ス
代金ヲ拵ヘ 樹門
但金子拵ヘ 死罪
代金ヲ拵ヘ 樹門
以之ヲ
右同断之義
一 盜ヲ殺ト雖モ故意ニ殺人ニ非ス
一 家内ニ忍入ヲ主人ニ於テ之ヲ殺ス
今之雖モ不論多少
但忍入ノ者ヲ防ク為ニ非ス
畏キ入ニ非ス 死罪
一 盜ヲ殺ト雖モ故意ニ殺人ニ非ス
代金ヲ拵ヘ 樹門
但金子拵ヘ 死罪
代金ヲ拵ヘ 樹門

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 誉ヲ以テ栄辱ヲ棄テ以テ我配分ノ
天ヲ尽シ我配分ノ
一 悪業ヲ為ス者ト雖モ能ク改悔シテ
善ニ遷ラシムヘキ
但悪業ヲ為ス者ト雖モ
一 家族ニ告ケ以テ誡メ
配分ヲ尽サシメ
一 隣村ノ行状等ヲ会議
一 悪行ヲ為ス者ハ
一 改悔シテ善ニ遷ラシメ
一 同村ニ
一 改悔シテ善ニ遷ラシメ
一 悪行ヲ為ス者ハ
一 一旦改悔シテ善ニ遷ラシメ
一 遂ニ改悔セス悪行ヲ為ス者ハ
一 村ノ高札ヲ以テ
一 衆ニ告ケ
一 湯屋ニ於テ衆ニ告ケ

右ノ外
改悔セラシメ
改悔セラシメ
死罪ニ
改悔セラシメ
改悔セラシメ
改悔セラシメ
改悔セラシメ
改悔セラシメ
改悔セラシメ
改悔セラシメ

一 相手方ノ人ヲ害スル
一 相手方ノ人ヲ害スル
一 相手方ノ人ヲ害スル
一 陰謀
但年未満ノ者ハ
一 陰謀ヲ
一 相手方ノ人ヲ害スル
一 相手方ノ人ヲ害スル
一 相手方ノ人ヲ害スル

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
115
1

中華
但官吏不在此限
一 官吏而所領之俸給及
一 但今定むる高而後年
改むる者
一 二人以上判決に關
高而定むる事
一 但今定むる高而後年
改むる者
一 官吏而所領之俸給及
一 官吏而所領之俸給及
其定むる高而後年改むる者

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
合66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

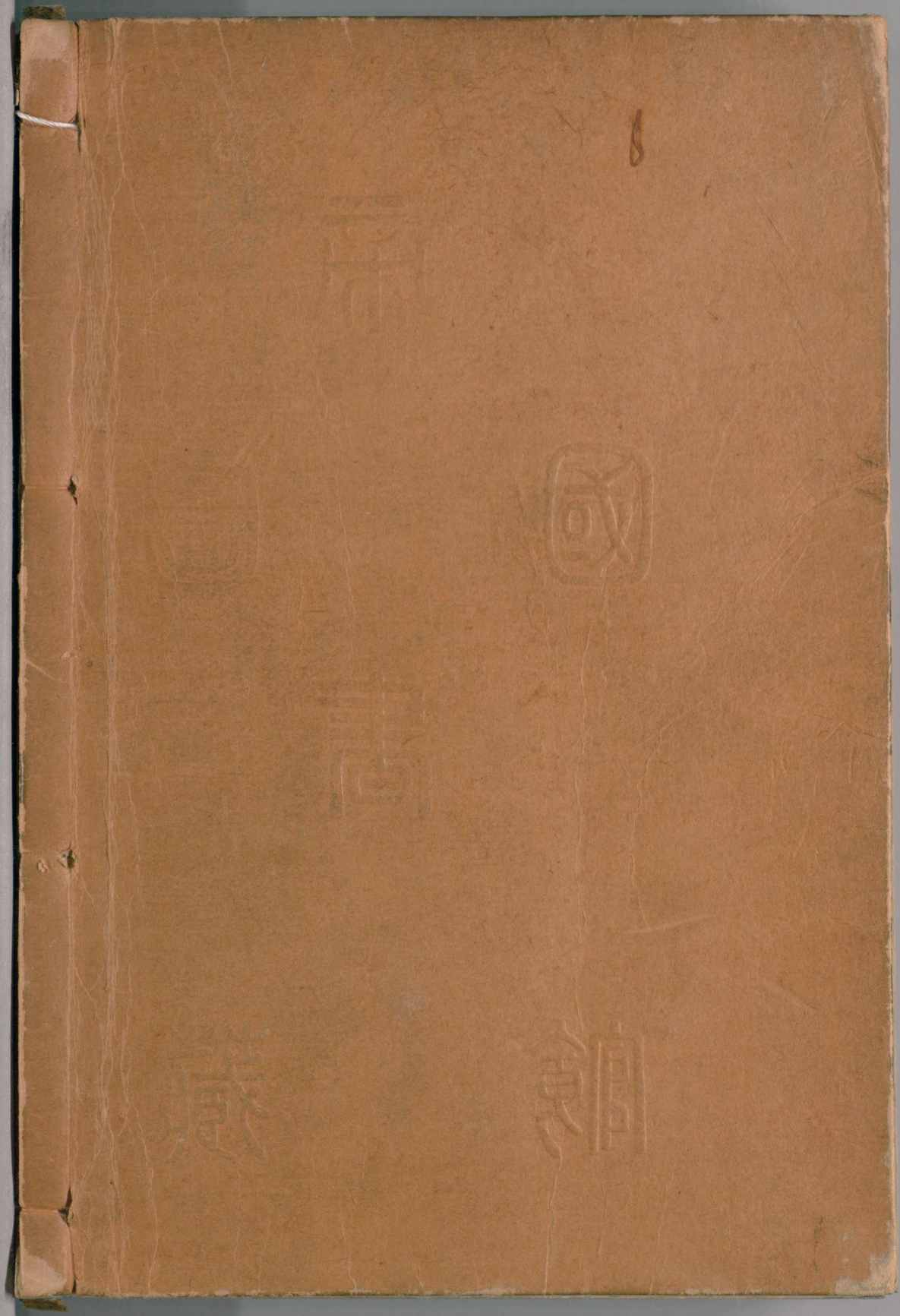

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用